

短期入所生活介護事業所 養生の杜カメイ (従来型個室) ご利用料金

(単位：円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護保険給付	介護保険施設サービス費	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840	
	体制加算合計	430					
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	(介護保険サービス単位数合計の13.6%)					
	介護保険給付計 (小数点以下四捨五入)	費用	7,339	8,122	8,952	9,747	10,531
		1割負担額	734	812	895	975	1,053
2割負担額		1,468	1,624	1,790	1,949	2,106	
3割負担額		2,202	2,437	2,686	2,924	3,159	
自己負担分	食費 (朝 430円、 昼 600円、 夜 515円)	第1段階	300				
		第2段階	600				
		第3段階①	1,000				
		第3段階②	1,300				
		第4段階	1,545				
	滞在費	第1段階	320				
		第2段階	420				
		第3段階①②	820				
第4段階		1,231					
ご利用者負担額計	第1段階(1割)	1,354	1,432	1,515	1,595	1,673	
	第2段階(1割)	1,754	1,832	1,915	1,995	2,073	
	第3段階(1割)①	2,554	2,632	2,715	2,795	2,873	
	第3段階(1割)②	2,854	2,932	3,015	3,095	3,173	
	第4段階(1割)	3,510	3,588	3,671	3,751	3,829	
	第4段階(2割)	4,244	4,400	4,566	4,725	4,882	
	第4段階(3割)	4,978	5,213	5,462	5,700	5,935	

《介護保険給付の対象となるサービス体制の加算》

- ①機能訓練体制加算：機能訓練の職務に従事する常勤の理学療法士等を、1名以上配置し、機能訓練又は機能訓練に関する助言、指導を行う体制を確保しています。(費用：120円/日)
- ②サービス提供体制強化加算Ⅱ：ショートステイに関わる職員の総数のうち、介護福祉士を60%以上配置し、安定的な介護サービスの提供を行っています。(費用：180円/日)
- ③夜勤職員配置加算Ⅰ：夜勤職員を基準人数以上配置し、介護が困難な方に対する質の高いケアを実施できるよう努めています。(費用：130円/日)
- ④介護職員等処遇改善加算Ⅱ：介護職員の処遇改善及び質の向上のための計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることにより算定いたします。(介護保険サービス単位数合計の13.6%)
- ⑤送迎加算：利用者に対して送迎を行った場合。(費用：1,840円/回)
- ⑥療養食加算：医師の指示に基づく療養食を提供した場合。(費用：80円/回)
- ⑦看護体制加算Ⅰ：常勤の看護職員を1名以上配置し、ご利用される方々の健康状態の把握を行います。(費用：40円/日)
- ⑧看護体制加算Ⅱ：看護職員を基準人数以上配置し、また看護職員による24時間の連絡体制を確保し、利用される方々の重度化等に伴う医療ニーズに対応しています。(費用：80円/日)
- ⑨若年性認知症利用者受入加算：個別に担当者を決め、若年性認知症利用者の特性やニーズに応じた、サービス提供を行います。(費用：1,200円/日)
- ⑩個別機能訓練加算：事業所が利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が機能訓練を実施する場合。(費用：560円/日)

(※加算については要件により変更することがあります。その際は文書でお知らせいたします。)

短期入所生活介護事業所 養生の杜カマイ (多床室) ご利用料金

(単位：円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護保険給付	介護保険施設サービス費	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840	
	体制加算合計	430					
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	(介護保険サービス単位数合計の8.3%)					
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	(介護保険サービス単位数合計の2.3%)					
	介護職員等ベースアップ等支援加算	(介護保険サービス単位数合計の1.6%)					
	介護給付額計 (小数点以下四捨五入)	費用	7,339	8,122	8,952	9,747	10,531
		1割負担額	734	812	895	975	1,053
2割負担額		1,468	1,624	1,790	1,949	2,106	
3割負担額		2,202	2,437	2,686	2,924	3,159	
自己負担分	食費 (朝 430円、 昼 600円、 夜 515円)	第1段階	300				
		第2段階	600				
		第3段階①	1,000				
		第3段階②	1,300				
		第4段階	1,545				
	滞在費	第1段階	0				
		第2段階	370				
		第3段階①②	370				
第4段階		915					
ご利用者負担額計	第1段階(1割)	1,034	1,112	1,195	1,275	1,353	
	第2段階(1割)	1,704	1,782	1,865	1,945	2,023	
	第3段階(1割)①	2,104	2,182	2,265	2,345	2,423	
	第3段階(1割)②	2,404	2,482	2,565	2,645	2,723	
	第4段階(1割)	3,194	3,272	3,355	3,435	3,513	
	第4段階(2割)	3,928	4,084	4,250	4,409	4,566	
	第4段階(3割)	4,662	4,897	5,146	5,384	5,619	

※電気代として、テレビ、冷蔵庫、パソコン、充電式携帯電話及び髭剃り、扇風機、CDラジカセ等につきましては1日あたり1台10円、電気毛布や電気ヒータ等につきましては1日あたり1台50円をご負担いただきます。
また、個別に酸素濃縮装置、吸入器等の医療機器を使用する場合は、別途電気代をいただきます。酸素濃縮装置については1ℓまで日50円・2ℓまで100円・3ℓまで150円、吸入器については1日10円をご負担いただきます。

※第3段階①は年金収入等が80万円超120万円以下の方。第3段階②は年金収入等が120万円超の方。

①②ともに、世帯の全員が市民税非課税の方（世帯分離をしている配偶者を含む）

※食費・居住費について、第1段階～第3段階②までは介護保険負担限度額認定が適用されます。